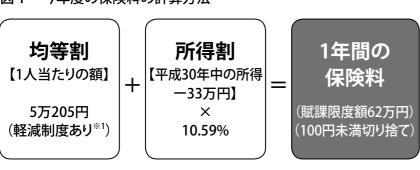
### 今年度の保険料の計算方法 図 1

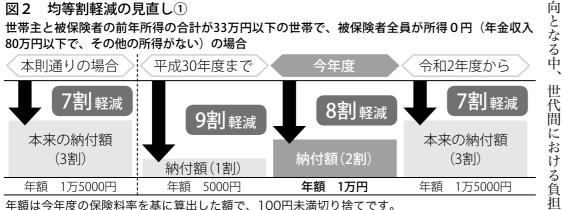


保険料率は、平成30年度と同様です。

軽減制度は、図2および図3のように見直され、表2の通りとなります。

### 均等割軽減の見直し① 図 2

世帯主と被保険者の前年所得の合計が33万円以下の世帯で、被保険者全員が所得0円(年金収入 80万円以下で、その他の所得がない)の場合



年額は今年度の保険料率を基に算出した額で、100円未満切り捨てです。

### 図3 均等割軽減の見直し②

世帯主と被保険者の前年所得の合計が33万円以下である世帯の場合



年額は今年度の保険料率を基に算出した額で、100円未満切り捨てです。

### 支援策に関する問い合わせ先

- ①介護保険料の負担軽減の強化(2頁表2を参照)
  - ▶介護保険課(市庁舎1階、☎65・4150)
- ②年金生活者支援給付金の支給 (10月開始)
- 【支給要件】

表1

軽減割合

5割

2割

- ・65歳以上で、老齢基礎年金を受給している人
- ・前年の公的年金などの収入金額とその他の所得(給与所得や利子所得 など) との合計額が77万9300円以下

今年度から

33万円+(28万円

×世帯の被保険者数)

33万円+(51万円

×世帯の被保険者数)

・同一世帯の全員が市民税非課税

平成30年度

33万円+(27万5000円

×世帯の被保険者数)

33万円+(50万円

表 2 均等割の軽減

×世帯の被保険者数)

- **▶ねんきんダイヤル** (☎0570・05・1165)
- ▶帯広年金事務所 (西1南1、☎65・5002、音声案内 1番→2番)

均等割の軽減対象になる所得額の範囲拡大

世帯主と被保険者の -度の保証 前 険 年所 料 から見 得 3 が 取

で決定 保険料は

|均等割|

と「所得割

齢化の進行や医療費が増

加

保険料は、

す

べての被保険者が

定の障害のある人が対象の医療制

道されました段料の軽減特例が

傾 ||||||||

直

されます。

特例が今年

立の人と、

65歳から

74 歳

のうち 75 歳以

後期高齢者医療制度は、

とおりです

公平

の観点などか

5

均等割

0

は、

5

均等割

が 軽

減になり

扶養となっていない人

収入がない人

障害年金、遺族年金などの非

課税所得者

定額

担する「所得割」の合計です

今年度の保険料の計算は、

図

被保険者の前

の所得に応じて負

同じ額を負担する「均等割」と、

0

5 6 0

1

問い合わせ

玉

保課

(市庁舎1

階 **7**3

65

4 1

4 0

北海道後期高齢者医療広域連合

**T** 

0

1

2

大きく変わります

後期高齢者医療制度の保険料が見直され、

平成3年度までの均等割9割軽減

8 5

割軽減の人の軽減割合が

割

後期高齢者医療制度

者支援給付金の支給

施され、 護保険料の軽減強化の支援策が実 年金生活者支援給付金の支給や介 どの要件を満たす人については 年金収入などが約78万円以下な 緩和され

今年度 これまでは所得割がかからず、 を経過する月までの期間 等割が5割軽減されていまし

このうち均等割の軽減につ 制度加入から2年 のみ た。 軽 7) 7

軽減となります。 軽減でした。 保険者全員 の場合は、 得の合計が33万円以下である世 軽減となります。 万円以下で、 の場合 激変緩和の観点から軽減措置 割軽減が継続され 令和2年度以降は本来の7 33 万 世帯主と被保険者の前年 平 成 30 までは特例として9割 が所得の 今年度は8割軽減と 段階的に本来の7割 その他 本来7割軽減 ただし、 年度と同様に ② 2 の所得がな (年金収7 います。 今年度 。 と **図** 入 ます。 以下の場合、 す。 を満たすと、 ての被保険者の合計所得が と2割軽減 均等割の軽減範囲が拡大 今年度から、 |帯主とその世帯に属するす (表2)

の範囲が拡大され

ま 軽

均等割の 5割

減

# 介護保険料の軽減強化や年金生活

均等割軽減措置期間が見直 者であった人の保険料については 被用者保険の被扶養者だった 後期高齢者医療制度に加入する H まで被用者保険※2の被扶養 人の

## 保険料額は7月に通知

度に加入する人は、加入した月の 7月中旬に郵送でお知らせしま 翌月以降に通知します。 今年度の保険料額と納め方は、 7月以降に後期高齢者医療制

### 今年度の保険料

**%** 

被用者保険

が

円

以

下

世

帯

で、

被

保険料は、 所得など一定の

件

(非課税所得者除く) 自動的に軽減さ

# 申告が必要な方保険料の軽減に所得の

保険料が軽減されません。(表2) 次の人は所得の申告がなければ、 必ず、国保課に所得を申告し

# 

康保険や国民健康保険組合は該当 どの健康保険を指します。 や組合管掌健康保険、共済組合な しません。 全国健康保険協会(協会けんぽ)

てください。

国民健

世帯主と被保険者の前年所得の合計が 次の金額以下の世帯	軽減割合	軽減後の 均等割額
33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入80万円以下で、その他の所得がない)	8割	1万41円
33万円	8.5割	7530円
33万円+(28万円×世帯の被保険者数)	5割	2万5102円
33万円+(51万円×世帯の被保険者数)	2割	4万164円

65歳以上の公的年金所得分は、さらに15万円を限度に差し引いた額で判定します。